

青警本交規第510号  
青警本交企第653号  
青警本運免第940号  
青警本備二第388号  
平成27年1月20日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「災害対策基本法の一部を改正する法律」及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴う対応について「災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成26年法律第114号。以下「改正法」という。別添1）及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成26年政令第366号。以下「改正令」という。別添2）は、平成26年11月21日に公布され、同日施行された。

改正法及び改正令の内容のうち、警察に関わる部分及び留意事項は下記のとおりであるので、対応に遺憾のないようにされたい。

また、内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長及び国土交通省道路局長から各都道府県知事に対して「災害対策基本法の一部を改正する法律について」の通知が発出されているので、参考までに添付する（別添3）。

なお、本通達において、「法」とは、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）を、「令」とは、改正令による改正後の災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）をいうものとする。

## 記

### 1 改正法の趣旨

首都直下地震を始めとする大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがあることから、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両を移動すること等について、法制化を図るものである。

## 2 改正法及び改正令の内容

### (1) 災害時における車両の移動等（法第 76 条の 6 関係）

ア 道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができることとされた（法第 76 条の 6 第 1 項）。

イ 道路管理者は、アによる指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないこととされた（法第 76 条の 6 第 2 項）。

ウ 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自らアによる措置をとることができることとされた。

この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされた（法第 76 条の 6 第 3 項）。

(ア) アによる措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

(イ) 道路管理者が、アによる命令の相手方が現場にいないためにアによる措置をとることを命ずることができない場合

(ウ) 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等にアによる措置をとらせることができないと認めてアによる命令をしないこととした場合

エ 道路管理者は、ア又はウによる措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができることとされた（法第 76 条の 6 第 4 項）。

### (2) 災害時における車両の移動等の手続等（令第 33 条の 3 関係）

道路管理者は、(1)アにより道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないこととされた。

また、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないこととされた。

### (3) 損失補償（法第 82 条関係）

道路管理者（会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社）は、(1)ウ又はエによる処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされた。

(4) 公安委員会から道路管理者への要請（法第 76 条の 4 関係）

公安委員会は、法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等（以下「緊急交通路の指定」という。）を行うため必要があると認めるときは、道路管理者（会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社）に対し、(1)ア、ウ又はエによる措置をとるべきことを要請することができることとされた。

3 留意事項

(1) 道路管理者からの指定道路区間の指定に係る通知

道路管理者からの指定道路区間の指定に係る通知は、原則として、書面により行われることとされているが、緊急を要する場合は、口頭により行われ、事後において、速やかに書面が送付されることとなる。

災害時には通信が途絶することも想定されるため、平時から、道路管理者と連絡体制について協議しておくこと。

(2) 道路管理者からの車両の移動等の措置に係る情報提供

公安委員会による緊急交通路の指定及び緊急交通路の通行を認める車両の範囲の設定については、道路の交通容量（復旧状況）、交通量、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえて適時的確に行う必要がある。

また、災害時は、公安委員会による緊急交通路の指定だけではなく、警察署長（高速道路については、高速道路交通警察隊長。以下同じ。）による交通規制や現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、迅速に道路状況を確認するなどした上で、危険箇所の表示、う回路の指示、信号機が滅灯した交差点における交通整理、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等、各種交通対策を臨機応変に実施する必要がある。

さらに、道路管理者が車両等を移動させた場合、情を知らない車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に対して被害申告を行うこと等が想定される。

このため、2(1)の措置の結果については、道路管理者から当該地域を管轄する警察署長に対して、情報提供が行われることとされているので、その趣旨を踏まえて、適切に対応すること。また、高速道路交通警察隊長に対して当該情報提供がなされた場合には、関係する警察署との間で適切に情報共有を図ること。

なお、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て2(1)の措置をとった場合においても、当該措置の結果については、道路管理者から情報提供が行われることとされている。

(3) 道路管理者への要請

公安委員会から2(4)による要請を受けた道路管理者（会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社）は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断することとなるものと解される。

緊急交通路に指定すべき道路の啓開が的確かつ円滑に行われるようにするため、当該制度の適切な運用を図ること。

#### (4) 警察官による車両の移動等

緊急交通路の指定が行われた後における法第76条の3の規定に基づく警察官による車両の移動等に係る権限並びにその解釈及び運用については、従前のおりである。

なお、緊急交通路の指定が行われる前において、指定道路区間内の車両その他の物件が警察車両の通行の妨害となっている場合で、道路管理者が直ちに当該車両等の移動等の措置をとることが困難なときは、道路管理者の委任を受けることにより、警察官が法第76条の6の規定に基づく移動等の措置をとることが可能である。

#### (5) 普及啓発活動等

改正法の成立に際し、平成26年10月31日の衆議院災害対策特別委員会及び同年11月12日の参議院災害対策特別委員会において、それぞれ附帯決議が付されている（別添4及び5）ことから、これらの決議の趣旨を十分に尊重して、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、適切な普及啓発を図ること。

具体的には、立ち往生車両や放置車両の発生そのものを抑制するために、災害時には一般車両の利用を極力控えることや、災害時に運転者がとるべき行動について、十分に周知し、運転者の意識啓発を図ること。周知に当たっては、運転免許保有者に対する講習のほか、広く交通安全に係る広報啓発の場や防災訓練の機会等を通じ、関係機関等との連携に配慮の上、平時から運転者に対する適切な普及啓発を図ること。

また、発災時においても、こうした災害時にとるべき行動について広く呼び掛けるほか、大雪が予想されるときには、大雪に備えあらかじめチェーンの装着等の準備をするように呼び掛けること。

#### (6) 道路管理者との連携の強化

法の適切な運用を図るため、平時から道路管理者と連絡体制について協議し、通信手段を確保しておくほか、放置車両の移動等に関する検討会の場を設けるなど、道路管理者との連携の強化に努めること。（別添6参照）

また、放置車両の所有者等に連絡を取ることにについて、道路管理者から要請があった場合には、可能な限り協力すること。ただし、所有者の住所や電話番号等の個人情報への取扱いには十分注意すること。

#### 4 実施に当たっての細目的事項について

道路管理者からなされる

- 公安委員会への指定道路区間の通知に係る、交通規制課から各警察署等への通知
- 緊急交通路の指定前における、法第76条の6に基づいた車両の移動に係る警察への委任
- 道路管理者が行った車両の移動に係る各警察署等への通知

については、今後、道路管理者と協議を進め、通知文書等の細目的事項を策定し、通達を発出する予定である。

担当

交通規制課 規制第一係

災害対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百十四号

災害対策基本法の一部を改正する法律

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中、「次条及び第七十六条の三において」を「以下」に改め、同条第二項中、「この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四において」を削り、「次条及び第七十六条の三」を「次条第四項及び第七十六条の三第一項」に改める。

第七十六条の四を第七十六条の五とし、同条の次に次の三条を加える。

（災害時における車両の移動等）

第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
  - 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
  - 二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
  - 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。
- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。
- 第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この条において同じ。）に關し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に關し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 第七十六条の八 第七十六条の六に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び前条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
- 第七十六条の三の次に次の一条を加える。
 

第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。）が同法第四条の規定により維持・修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第一項に規定する高速道路をいう。をいう。第七十六条の六において同じ。）の区間について前項の規定による要請する場合における同項の規定の適用については、同項中、「道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、第七十六条の六第一項とあるのは、「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。
  - 3 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持・修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持・修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中、「道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは、「地方道路公社（第三項に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）」と、第七十六条の六第一項とあるのは、「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。
  - 第八十二条第一項中、「第四項において準用する場合を含む。」の下に、「第七十六条の六第三項後段若しくは第四項」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 

2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 附則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- （検討）
- 第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- （道路交通法の一部改正）
- 第三条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。
- 第百十四条の五第二項中、「第七十六条の四」を、「第七十六条の五」に改める。
- （原子力災害対策特別措置法の一部改正）
- 第四条 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
- 第二十八条第一項の表第四十七条第二項の項中、
- |             |       |               |
|-------------|-------|---------------|
| 防災計画        | 防災計画  |               |
| 若しくは原子力災害対策 | 防災計画の | 防災計画若しくは原子力災害 |
| を           | 指針の   | 指針            |
- に改め、同条第一項の表第七十六条の四の項中、「第七十六条の四」を、「第七十六条の五」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十六条の七	災害心急対策	緊急事態心急対策
第七十六条の六第一項	災害が発生した場合	原原子力緊急事態宣言があつた時から原原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正)  
 第五條 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中(昭和三十一年法律第七号)の下に、及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)を加え、同法を、道路整備特別措置法に改める。

第二十六条第一項中、道路整備特別措置法の下に、又は災害対策基本法を加える。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第六條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第二項中、及び第七十六条の二から第七十六条の四までを、第七十六条の二、第七十六条の三及び第七十六条の五に、第七十六条の四中を、第七十六条の五中、に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 総務大臣 山本 早苗  
 国土交通大臣 太田 昭宏



災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六十六号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十四号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第一項、第七十六条の七及び第七十六条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中、この条、第三十二条、第三十三条及び第三十三条の二においてを削る。

第三十三条の二中、「第七十六条の四」を、「第七十六条の五」に、「第七十六条第二項の」を、「第七十六条第二項に規定する」に改める。

第三十三条の三を第三十三条の六とし、第三十三条の二の次に次の三条を加える。

（災害時における車両の移動等の手続等）

第三十三条の三 道路管理者は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

2 法第七十六条の六第一項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

第三十三条の四 法第七十六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないうちがあるときに行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第七十六条の七に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2 第三十三条の三第一項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

第三十五条中、「第八十二条第二項」を、「第八十二条第三項」に改める。

（道路交通法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中、「第七十六条の四」を、「第七十六条の五」に改める。

一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十四条の二の一

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第三十九条

（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）

第三条 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第三十三條の二の項中、「第七十六条の四」を、「第七十六条の五」に改め、同表に次のように加える。

第三十三條の三	法	原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される法
第三十三條の四	法	原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される法
第三十三條の五第一項	法第七十六條の六第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される法第七十六條の六第一項及び法第七十六條の六第二項
	災害応急対策	緊急事態応急対策
	及び	並びに原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される

附則 この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 山本 早苗  
国土交通大臣 太田 昭宏

府政防第 1 2 3 0 号  
消 防 災 第 2 7 5 号  
国 道 政 第 6 2 号  
平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消 防 庁 次 長

国 土 交 通 省 道 路 局 長

災害対策基本法の一部を改正する法律について

本日、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 114 号。以下「改正法」という。）が公布され、本日から施行されました。また、改正法の施行にあわせて、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 26 年政令第 366 号。以下「改正令」という。）が公布され、本日から施行されました。

貴職におかれましては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、災害対策基本法に基づく防災基本計画（本改正等を踏まえ修正した防災基本計画を別途通知予定）に基づいて地域防災計画の修正を行うなど必要な見直しを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。また、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）又は改正令による改正後の災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「令」という。）のものです。なお、各都道府県警察の長等に対しては、別途、警察庁交通

局長及び警備局長から「災害対策基本法の一部を改正する法律」及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴う対応について（通達）」が発出されておりますので、参考に添付いたします。

## 記

### 第一 法改正の背景等

今般の法改正は、首都直下地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るものである。

#### （参考）想定される事態について

##### 首都直下地震発生時に想定される事態

- ・ 首都直下地震においては、都区部の全域において震度 6 以上の強い揺れが発生し、全壊・焼失家屋数が最大で 61 万棟、死者数が 23,000 人に及ぶものと想定（平成 25 年 12 月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について」より）され、早期の救命・救助活動の実施が、人的被害の抑制に大きく貢献することとなる。
- ・ 発災数時間後からは、鉄道の運行停止に伴う道路交通への負荷の増大、首都高速道路等の通行規制による輸送容量の低下、都心部における建物倒壊による道路閉塞等が相まって、深刻な交通渋滞、放置車両の発生が懸念される。これにより、道路啓開作業が停滞した場合、救命・救助活動を担う自衛隊や、被災地外の自治体からの緊急消防援助隊等の現場への到達が遅れ、被害の拡大につながるおそれが高い。

##### 大雪時に想定される事態

- ・ 平成 26 年 2 月 14 日～16 日に発生した大雪においては、山梨県を中心に、約 1,600 台（直轄国道のみ）の立ち往生車両等が発生し、大規模な道路交通の途絶が発生した。その際、一部の車両について、ドライバーと連絡がとれない等により移動できない車両が発生したり、身動きが取れない立ち往生車両が多数生じたりし、それらの車両が支障となることで除雪作業が停滞する状況が発生した。
- ・ 当該車両については、所有者が車両に戻ってきたことから、結果的には自走による移動の指示を行うことで除雪作業を再開したが、仮に、大雪により、放置された車両の台数が多数に上り、更なる除雪作業の停滞が生じるような場合には、孤立集落・通院困難者の発生等による被害が拡大する危険性がある。

なお、立ち往生車両や放置車両の発生そのものを抑制するために、災害時には一般車両の利用を極力控えることや、災害時に運転者がとるべき行動（車を置いて避難する際はできる

だけ道路外の場所に移動するか、やむを得ないときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままでドアはロックしないこと等)について、十分に周知し、運転者の意識啓発を図ることとされたい。周知に当たっては、防災訓練や交通安全に係る広報啓発の場等を通じ、地方公共団体の防災部局・道路部局を始めとする関係部局や関係機関が連携して平時から適切な運転者等に対する普及啓発を図ることとされたい。また、発災時においても、こうした災害時にとるべき行動について広く呼びかけること、さらに、大雪が予想されるときには、大雪に備えあらかじめチェーンの装着等の準備をすることを呼びかけることとされたい。

## 第二 改正法の趣旨及び主な内容

### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### （1）趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。なお、倒壊した建物などの瓦礫については、道路法第42条に基づく通常の維持管理行為でも除去可能である。

車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、各道路管理者が連携して道路啓開を行うことが必要であり、関係する他の道路管理者とは、平時より具体的な対応方針の作成や合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。

特に、被災地域の道路管理者が車両の移動等を行おうとする場合には、当該道路管理者のみの人員や資機材では対応しがたいことも想定されることから、国や他の地方公共団体、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

#### （2）内容

道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認める

ときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

また、令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

#### 指定道路区間の周知について（第2項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

#### 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら の措置をとることができるものとした。

- 一 の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合

(車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定)

二 道路管理者が、 の命令の相手方が現場にいないために の措置をとることを命ずることができない場合(放置車両の場合を想定)

三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に の措置をとらせることができないと認めて の命令をしないこととした場合(走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定)

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合(上記二の場合)には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長(当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長。以下同じ。)に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

車両の移動等のために必要な土地の一時使用等について(第4項)

道路管理者は、 及び の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同

意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、必要な限度における竹木その他の障害物の処分を行うに当たっては、道路管理者は、保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応するなど、関連する規定を遵守し、十分に留意して行うものとする。

#### 会社管理高速道路における機構の権限代行について

(第5項、第6項、第7項及び第9項)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって、 から までの権限を行うものとした。

この場合において、機構は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって から までの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を高速道路株式会社(以下「会社」という。)に通知しなければならないものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

また、 から までの権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、機構は、当該事務の一部を会社に委託しようとするときは、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならないものとした。

#### 公社管理道路における地方道路公社の権限代行について(第8項及び第9項)

地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わって、 から までの権限を行うものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

#### (3) 移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

(2) の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達(法第76条の6第1項)や、(2) の車両の移動等(法第76条の6第3項)及び(2) の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等(法第76条の6第4項)については、道路管理者の名義と責任のもとに、実際には、主として道路管理者の職員や道路管理者から委託を受けた民間事業者が行うことが想定される。なお、法第76条の6第3項では、「道路管理者は、『自ら』第一項の規定による措置をとることができる。」とあるが、これは、道路管理者のみが車両の移動等の物理的行為を行うという意味ではなく、命令の相手方となりうる車両等の占有者等に「代わって」行うという意味であることを申し添

える。また、道路管理者から協力・応援の要請を受けた他の道路管理者（例えば、国や都道府県の道路管理者が、被災市町村の道路管理者の応援を行う）が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の移動等を行うといった場合も想定される。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定される。

道路管理者においては、現場での混乱を防ぐため、これらの道路管理者以外の主体との間で、改正法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事前計画において明示する等の方法により、平時から、道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て指定道路区間内において行われる改正法に基づく車両の移動等は道路管理者の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる道路管理者以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、道路管理者から他の道路管理者への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること（権限を有する道路管理者の意思であること）を明示する書面を手交しておくこととされたい。

また、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる改正法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

## 2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4関係）

### （1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から道路管理者に対して、1の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

### （2）内容

都道府県公安委員会から道路管理者への要請について（第1項）



都道府県公安委員会は、法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、1(2) の指定をし、若しくは命令をし、又は 1(2) 及び の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は道路管理者の負担となる。

都道府県公安委員会から機構等への要請について(第 2 項及び第 3 項)

都道府県公安委員会は、法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときであって、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間が会社管理高速道路又は公社管理道路であるときは、それぞれ機構又は地方道路公社に対し、当該道路の区間において、1(2) の指定をし、若しくは命令をし、又は 1(2) 及び の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた地方道路公社は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は道路管理者の負担となる。

### 3. 国土交通大臣又は都道府県知事からの指示について(法第 76 条の 7 関係)

#### (1) 趣旨

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のネットワークで被災現場までのルートを確認することが必要である。このため、道路管理者が 1 の措置を行うに当たって、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は指定都市以外の市町村に対し、必要な指示を行うことができることとする規定を設けることとした。

なお、市町村から都道府県に対し、また、都道府県から国に対し、道路啓開を要請しようとする場合については、災害対策基本法において、今回の改正による車両の移動等に限らず、災害対策応急対策全般について、被災市町村から都道府県に対し、また、被災都道府県から国に対し、災害応急対策の実施を要請することができ、国及び都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないとする規定(第 68 条、第 74 条の 3)があり、こうした規定を必要に応じて活用しつつ、対応されたい。

#### (2) 内容

国土交通大臣は指定区間外の国道、都道府県道及び市町村道に関し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、それぞれ当該

道路の道路管理者に対し、1(2) の指定をし、若しくは命令をし、又は1(2) 及び の措置をとるべきことを指示することができるものとした。具体的には、広域的な観点からみると、車両の移動等が必要にもかかわらず、情報の不足等により作業が遅れる箇所が発生した場合に、当該箇所の車両の移動等を行うよう指示する場合が想定される。

この場合、指示を受けた道路管理者は、人員や資機材の関係などで、当該指示を履行しがたいときは、国や都道府県など指示の内容を履行する能力のある者に対して速やかに車両移動に対する支援を要請する等、必要な措置をとるよう努めるものとする。その際、車両の移動等に係る費用は原則として要請した道路管理者の負担となる。

なお、公社管理道路において上記の必要があると認められる場合においては、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第39条に基づき、地方道路公社に対し、国土交通大臣又は地方道路公社の設立団体の長によって、上記同様の監督命令をすることができることとされている。

#### 4. 損失補償について（法第82条関係）

##### （1）趣旨

1(2) 及び の措置によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるため、これを正当に補償するため、災害対策基本法の損失補償に関する規定に所要の改正を行うものとした。この場合に行う損失補償は、車両の移動等や、土地の一時使用など、1(2) 及び の措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定している。

##### （2）内容

国又は地方公共団体の損失補償について（第1項）

1の措置をとった道路の道路管理者である国又は地方公共団体は、1(2) 及び の措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとした。

機構又は地方道路公社の損失補償について（第2項）

会社管理高速道路又は公社管理道路において機構又は地方道路公社が1(2) 及び の措置をとったことにより通常生ずべき損失については、それぞれ機構又は地方道路公社がその損失を補償しなければならないものとした。

#### 5. 施行期日

改正法の施行期日は、公布の日（平成 26 年 11 月 21 日）である。

以 上

災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行が確保されるよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。

二 災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。

三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化が図られるよう適切な措置を講じること。

災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行の確保等がなされるよう、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。

二 本法の趣旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図るとともに、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。

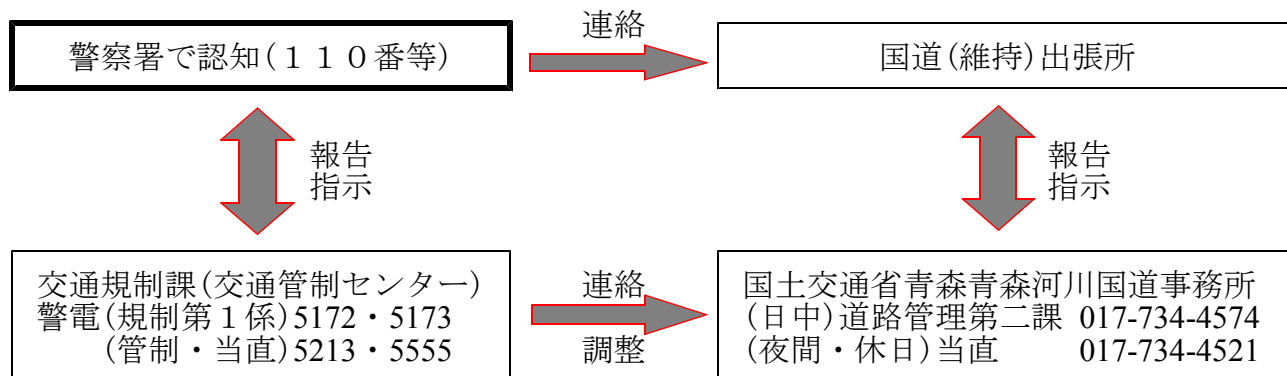
三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化を図られるよう適切な措置を講じること。

四 災害時における発災直後から復興段階に至る一連の過程において、メンタルヘルスを含む医療体制の充実は犠牲者や被害者の拡大防止を図る上で重要であることに鑑み、災害対策基本法において各自治体が策定する「地域防災計画」に定める事項として「医療」の例示を検討すること。

右議決する。

## 道路管理者との交通障害時の連絡体制

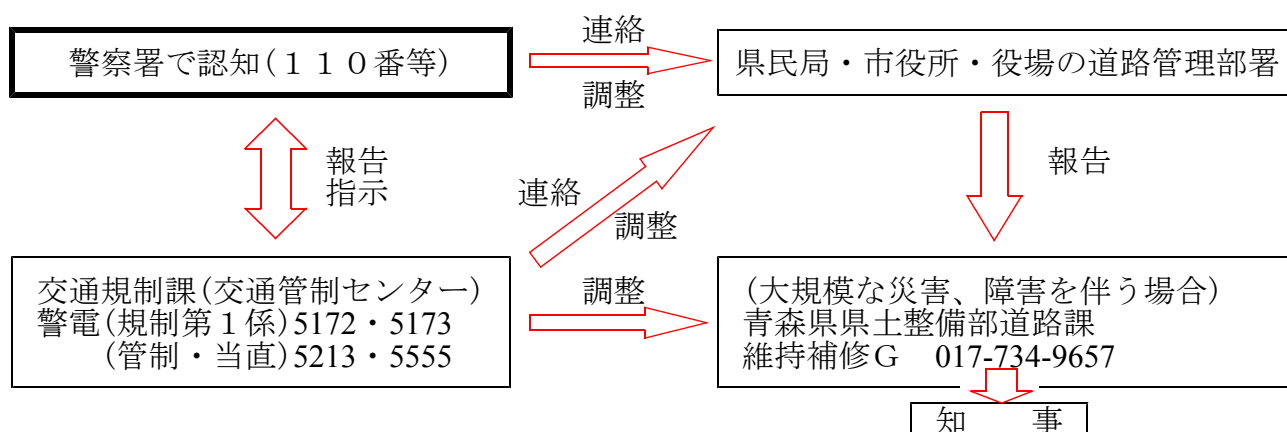
### ◎ 国土交通省（直轄国道）管轄道路での交通障害時



### ●直轄国道4号・7号・45号・101号(津軽自動車道)・104号(八戸～剣吉間)管轄区域

国道(維持)出張所別	管 轄 区 間
八戸国道出張所 0178-28-1613	国道45号=岩手県境～六戸町(十和田市境) 国道104号=八戸市(下長)～南部町(剣吉)
青森国道維持出張所 017-766-3211	国道4号=平内町(野辺地町境)～県庁 国道7号=旧青森市(旧浪岡町境)～県庁・環状7号
弘前国道維持出張所 0172-28-1315	国道7号=秋田県境～旧浪岡町(旧青森市境) 国道101号(津軽自動車道)=浪岡IC～五所川原北IC
十和田国道維持出張所 0176-23-7138	国道4号=岩手県境～野辺地町(平内町境) 国道45号=十和田市内

### ◎ 県管理道路、市町村管理道路での交通障害時



### ●県管理道路管轄区域

県 民 局 別	県民局管轄区域	管轄警察署
東青地域県民局 017-728-0200	青森市(旧浪岡町含む)・東津軽郡	青森・青森南 ・外ヶ浜
中南地域県民局 0172-32-0282	弘前市・黒石市・平川市・中、南津軽郡	弘前・黒石
三八地域県民局 0178-27-5151	八戸市・三戸郡	八戸・三戸・五戸
西北地域県民局 0173-35-2105	五所川原市・北津軽郡	五所川原・板柳
鱒ヶ沢道路河川事務所 0173-72-3135	つがる市・西津軽郡	つがる・鱒ヶ沢
上北地域県民局 0176-23-4311	十和田市・三沢市・上北郡	十和田・三沢 ・七戸・野辺地
下北地域県民局 0175-22-1231	むつ市・下北郡	むつ・大間

## 通行止め規制の根拠

### ● 道路法第四十六条（通行の禁止又は制限）

第一項 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

第二項 道路監理員（道路管理者が職員の中から命じた者）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

### ○ 道路交通法第四条（公安委員会の交通規制）

第一項 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

第二項 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行う。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができる。

### ○ 道路交通法第5条（警察署長等への委任）

第一項 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

### ○ 道路交通法第6条（警察官等の交通規制）

第一項 警察官又は（交通巡視員）は、手信号その他の信号により交通整理を行うことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

第二項 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

第三項 警察官は、前項の規定による措置のみによっては、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

第四項 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。